

令和元年台風 15 号および 19 号による被害にかかる無利息資金の取り扱いについて

神奈川県内の JA は、令和元年台風 15 号および 19 号により農業被害を受けた農業者を金融面から支援するため、無利息、保証料無料の資金を令和元年 10 月より取り扱っております。

つきましては、下記のとおり資金の概要をご案内いたしますので、ご利用を希望される方はお近くの JA 窓口へご相談願います。

【令和元年台風 15 号および 19 号による被害にかかる無利息資金の概要】

融資対象者	令和元年台風 15 号および 19 号による被害を受けた農業者 (JA の組合員である農業者)
資金用途	①令和元年台風 15 号および 19 号により損壊した農業用施設再建にかかる設備資金 ②令和元年台風 15 号および 19 号による被害の影響により必要となる運転資金
融資限度額	①設備資金 原則 1,000 万円以内 ②運転資金 原則 500 万円以内
融資期間	①設備資金 原則 10 年以内 (最長据置期間 3 年含む) ②運転資金 原則 5 年以内 (最長据置期間 1 年含む)
融資金利	0% (無利息)
担保	原則、不要です。
保証	JA が指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、最終償還時の年齢が 76 歳以上の場合は農業後継者、法人の場合は代表者を原則連帯保証人としていただきます。 ・保証機関：神奈川県農業信用基金協会 ・保証料：無料
手数料	手数料につきましては、無償で対応いたします。
受付期間	～令和 2 年 3 月 31 日 (火)

※ 融資限度額および融資期間が上記の内容を超える案件のご相談もお受けいたします。

※ お申込みに際しては、JA および JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ ご返済額の試算については、JA 窓口までお問い合わせください。